

[illegible]

●機材等

●機材の試験

○見本施工の実施

○化学物質の濃度測定

●化学物質を放散させる建築材料等の使用制限

○中間技術検査の実施

●完成図等

●工事写真・完成写真

○耐震施工

●あと施工アンカー

○風圧力の検討

●電線管

※別添(設備機材)に掲げる設備機材は、(社)公共建築協会発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限が評価年度(平成25年度)の4月30日以前に満了しているもの)をもって評価仕様書第1編1、4、2、2(b)の品質及び性能を有するとの証明となる資料(製作図、試験成績書等)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成する。監督職員に提出し、原則として監督職員立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

図示 (図面番号)

※実施する(○着工前 ※施工完了後)

測定対象化学物質

測定対象室及び測定箇所数

測定方法は監督職員の指示による

※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ウリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上材は、ホルムアルデヒド及びキシレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。

(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加された材料を使用する。

(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、ASETアルデヒド、及びキシレンを放散しないが、放散が極めて少ない材料を使用しものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」は次のとおりとする。

規制対象外

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

第三種

① 建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

○黒土マネジメント部建築工事監督及び検査必携(奈良県黒土マネジメント部)に定める中間検査による。

○完成図等(機器製作図含む)

※受注者において完成図を作成し、糊張製本「3」部提出する(原因共)

製本サイズ ○A1 ●A2 ○A3

※完成図は、原則として漢字大文字とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。

○完成図CADデータの提出 ●あり ○なし

○参考CADデータの貸与 ●あり ○なし

●安全に関する資料

※建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な機器一覧表を提出する。

○提出部数 (※1部) ○1部

●その他の引き渡し書類

保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承認図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。

○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)

既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真 「工事写真の撮影マニュアル(奈良県黒土マネジメント部監修)」による。

※完成写真 工事写真に準じて作成(奈良県黒土マネジメント部監修)による。

○下表による。

○完成写真として、全紙1ペルを

○耐震施工

設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限が評価年度(平成25年度)の4月30日以前に満了しているもの)をもって評価仕様書第1編1、4、2、2(b)の品質及び性能を有するとの証明となる資料(製作図、試験成績書等)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成する。監督職員に提出し、原則として監督職員立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

図示 (図面番号)

※実施する(○着工前 ※施工完了後)

測定対象化学物質

測定対象室及び測定箇所数

測定方法は監督職員の指示による

※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ウリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上材は、ホルムアルデヒド及びキシレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。

(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加された材料を使用する。

(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、ASETアルデヒド、及びキシレンを放散しないが、放散が極めて少ない材料を使用しものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」は次のとおりとする。

規制対象外

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

第三種

① 建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

○黒土マネジメント部建築工事監督及び検査必携(奈良県黒土マネジメント部)に定める中間検査による。

○完成図等(機器製作図含む)

※受注者において完成図を作成し、糊張製本「3」部提出する(原因共)

製本サイズ ○A1 ●A2 ○A3

※完成図は、原則として漢字大文字とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。

○完成図CADデータの提出 ●あり ○なし

○参考CADデータの貸与 ●あり ○なし

●安全に関する資料

※建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な機器一覧表を提出する。

○提出部数 (※1部) ○1部

●その他の引き渡し書類

保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承認図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。

○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)

既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真 「工事写真の撮影マニュアル(奈良県黒土マネジメント部監修)」による。

※完成写真 工事写真に準じて作成(奈良県黒土マネジメント部監修)による。

○下表による。

○完成写真として、全紙1ペルを

○耐震施工

設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限が評価年度(平成25年度)の4月30日以前に満了しているもの)をもって評価仕様書第1編1、4、2、2(b)の品質及び性能を有するとの証明となる資料(製作図、試験成績書等)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成する。監督職員に提出し、原則として監督職員立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

図示 (図面番号)

※実施する(○着工前 ※施工完了後)

測定対象化学物質

測定対象室及び測定箇所数

測定方法は監督職員の指示による

※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ウリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上材は、ホルムアルデヒド及びキシレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。

(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加された材料を使用する。

(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、ASETアルデヒド、及びキシレンを放散しないが、放散が極めて少ない材料を使用しものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」は次のとおりとする。

規制対象外

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

第三種

① 建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

○黒土マネジメント部建築工事監督及び検査必携(奈良県黒土マネジメント部)に定める中間検査による。

○完成図等(機器製作図含む)

※受注者において完成図を作成し、糊張製本「3」部提出する(原因共)

製本サイズ ○A1 ●A2 ○A3

※完成図は、原則として漢字大文字とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。

○完成図CADデータの提出 ●あり ○なし

○参考CADデータの貸与 ●あり ○なし

●安全に関する資料

※建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な機器一覧表を提出する。

○提出部数 (※1部) ○1部

●その他の引き渡し書類

保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承認図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。

○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)

既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真 「工事写真の撮影マニュアル(奈良県黒土マネジメント部監修)」による。

※完成写真 工事写真に準じて作成(奈良県黒土マネジメント部監修)による。

○下表による。

○完成写真として、全紙1ペルを

○耐震施工

設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限が評価年度(平成25年度)の4月30日以前に満了しているもの)をもって評価仕様書第1編1、4、2、2(b)の品質及び性能を有するとの証明となる資料(製作図、試験成績書等)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成する。監督職員に提出し、原則として監督職員立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

図示 (図面番号)

※実施する(○着工前 ※施工完了後)

測定対象化学物質

測定対象室及び測定箇所数

測定方法は監督職員の指示による

※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ウリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上材は、ホルムアルデヒド及びキシレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。

(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加された材料を使用する。

(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、ASETアルデヒド、及びキシレンを放散しないが、放散が極めて少ない材料を使用しものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」は次のとおりとする。

規制対象外

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

第三種

① 建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

○黒土マネジメント部建築工事監督及び検査必携(奈良県黒土マネジメント部)に定める中間検査による。

○完成図等(機器製作図含む)

※受注者において完成図を作成し、糊張製本「3」部提出する(原因共)

製本サイズ ○A1 ●A2 ○A3

※完成図は、原則として漢字大文字とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。

○完成図CADデータの提出 ●あり ○なし

○参考CADデータの貸与 ●あり ○なし

●安全に関する資料

※建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な機器一覧表を提出する。

○提出部数 (※1部) ○1部

●その他の引き渡し書類

保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承認図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。

○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)

既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真 「工事写真の撮影マニュアル(奈良県黒土マネジメント部監修)」による。

※完成写真 工事写真に準じて作成(奈良県黒土マネジメント部監修)による。

○下表による。

○完成写真として、全紙1ペルを

○耐震施工

設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限が評価年度(平成25年度)の4月30日以前に満了しているもの)をもって評価仕様書第1編1、4、2、2(b)の品質及び性能を有するとの証明となる資料(製作図、試験成績書等)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成する。監督職員に提出し、原則として監督職員立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

図示 (図面番号)

※実施する(○着工前 ※施工完了後)

測定対象化学物質

測定対象室及び測定箇所数

測定方法は監督職員の指示による

※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ウリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上材は、ホルムアルデヒド及びキシレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。

(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加された材料を使用する。

(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、ASETアルデヒド、及びキシレンを放散しないが、放散が極めて少ない材料を使用しものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」は次のとおりとする。

規制対象外

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

第三種

① 建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

○黒土マネジメント部建築工事監督及び検査必携(奈良県黒土マネジメント部)に定める中間検査による。

○完成図等(機器製作図含む)

※受注者において完成図を作成し、糊張製本「3」部提出する(原因共)

製本サイズ ○A1 ●A2 ○A3

※完成図は、原則として漢字大文字とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。

○完成図CADデータの提出 ●あり ○なし

○参考CADデータの貸与 ●あり ○なし

●安全に関する資料

※建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な機器一覧表を提出する。

○提出部数 (※1部) ○1部

●その他の引き渡し書類

保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承認図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。

○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)

既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真 「工事写真の撮影マニュアル(奈良県黒土マネジメント部監修)」による。

※完成写真 工事写真に準じて作成(奈良県黒土マネジメント部監修)による。

○下表による。

○完成写真として、全紙1ペルを

○耐震施工

設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限が評価年度(平成25年度)の4月30日以前に満了しているもの)をもって評価仕様書第1編1、4、2、2(b)の品質及び性能を有するとの証明となる資料(製作図、試験成績書等)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成する。監督職員に提出し、原則として監督職員立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

図示 (図面番号)

※実施する(○着工前 ※施工完了後)

測定対象化学物質

測定対象室及び測定箇所数

測定方法は監督職員の指示による

※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ウリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上材は、ホルムアルデヒド及びキシレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。

(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加された材料を使用する。

(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、ASETアルデヒド、及びキシレンを放散しないが、放散が極めて少ない材料を使用しものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」は次のとおりとする。

規制対象外

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

第三種

① 建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

○黒土マネジメント部建築工事監督及び検査必携(奈良県黒土マネジメント部)に定める中間検査による。

○完成図等(機器製作図含む)

※受注者において完成図を作成し、糊張製本「3」部提出する(原因共)

製本サイズ ○A1 ●A2 ○A3

※完成図は、原則として漢字大文字とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。

○完成図CADデータの提出 ●あり ○なし

○参考CADデータの貸与 ●あり ○なし

●安全に関する資料

※建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な機器一覧表を提出する。

○提出部数 (※1部) ○1部

●その他の引き渡し書類

保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承認図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。

○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)

既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真 「工事写真の撮影マニュアル(奈良県黒土マネジメント部監修)」による。

※完成写真 工事写真に準じて作成(奈良県黒土マネジメント部監修)による。

○下表による。

○完成写真として、全紙1ペルを

○耐震施工

設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限が評価年度(平成25年度)の4月30日以前に満了しているもの)をもって評価仕様書第1編1、4、2、2(b)の品質及び性能を有するとの証明となる資料(製作図、試験成績書等)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成する。監督職員に提出し、原則として監督職員立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

図示 (図面番号)

※実施する(○着工前 ※施工完了後)

測定対象化学物質

測定対象室及び測定箇所数

測定方法は監督職員の指示による

※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ウリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上材は、ホルムアルデヒド及びキシレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。

(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加された材料を使用する。

(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、ASETアルデヒド、及びキシレンを放散しないが、放散が極めて少ない材料を使用しものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」は次のとおりとする。

規制対象外

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

第三種

① 建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

○黒土マネジメント部建築工事監督及び検査必携(奈良県黒土マネジメント部)に定める中間検査による。

○完成図等(機器製作図含む)

※受注者において完成図を作成し、糊張製本「3」部提出する(原因共)

製本サイズ ○A1 ●A2 ○A3

※完成図は、原則として漢字大文字とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。

○完成図CADデータの提出 ●あり ○なし

○参考CADデータの貸与 ●あり ○なし

●安全に関する資料

※建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な機器一覧表を提出する。

○提出部数 (※1部) ○1部

●その他の引き渡し書類

保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承認図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。

○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)

既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真 「工事写真の撮影マニュアル(奈良県黒土マネジメント部監修)」による。

※完成写真 工事写真に準じて作成(奈良県黒土マネジメント部監修)による。

○下表による。

○完成写真として、全紙1ペルを

○耐震施工

設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限が評価年度(平成25年度)の4月30日以前に満了しているもの)をもって評価仕様書第1編1、4、2、2(b)の品質及び性能を有するとの証明となる資料(製作図、試験成績書等)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成する。監督職員に提出し、原則として監督職員立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

図示 (図面番号)

※実施する(○着工前 ※施工完了後)

測定対象化学物質

測定対象室及び測定箇所数

測定方法は監督職員の指示による

※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ウリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上材は、ホルムアルデヒド及びキシレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。

(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加された材料を使用する。

(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、ASETアルデヒド、及びキシレンを放散しないが、放散が極めて少ない材料を使用しものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」は次のとおりとする。

規制対象外

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

第三種

① 建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

○黒土マネジメント部建築工事監督及び検査必携(奈良県黒土マネジメント部)に定める中間検査による。

○完成図等(機器製作図含む)

※受注者において完成図を作成し、糊張製本「3」部提出する(原因共)

製本サイズ ○A1 ●A2 ○A3

※完成図は、原則として漢字大文字とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。

○完成図CADデータの提出 ●あり ○なし

○参考CADデータの貸与 ●あり ○なし

●安全に関する資料

※建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な機器一覧表を提出する。

○提出部数 (※1部) ○1部

●その他の引き渡し書類

保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承認図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。

○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)

既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真 「工事写真の撮影マニュアル(奈良県黒土マネジメント部監修)」による。

※完成写真 工事写真に準じて作成(奈良県黒土マネジメント部監修)による。

○下表による。

○完成写真として、全紙1ペルを

○耐震施工

設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限が評価年度(平成25年度)の4月30日以前に満了しているもの)をもって評価仕様書第1編1、4、2、2(b)の品質及び性能を有するとの証明となる資料(製作図、試験成績書等)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成する。監督職員に提出し、原則として監督職員立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

図示 (図面番号)

※実施する(○着工前 ※施工完了後)

測定対象化学物質

測定対象室及び測定箇所数

測定方法は監督職員の指示による

※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ウリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上材は、ホルムアルデヒド及びキシレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。

(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加された材料を使用する。

(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、ASETアルデヒド、及びキシレンを放散しないが、放散が極めて少ない材料を使用しものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」は次のとおりとする。

規制対象外

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

第三種

① 建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

○黒土マネジメント部建築工事監督及び検査必携(奈良県黒土マネジメント部)に定める中間検査による。

○完成図等(機器製作図含む)

※受注者において完成図を作成し、糊張製本「3」部提出する(原因共)

製本サイズ ○A1 ●A2 ○A3

※完成図は、原則として漢字大文字とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。

○完成図CADデータの提出 ●あり ○なし

○参考CADデータの貸与 ●あり ○なし

●安全に関する資料

※建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な機器一覧表を提出する。

○提出部数 (※1部) ○1部

●その他の引き渡し書類

保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承認図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。

○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)

既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真 「工事写真の撮影マニュアル(奈良県黒土マネジメント部監修)」による。

※完成写真 工事写真に準じて作成(奈良県黒土マネジメント部監修)による。

○下表による。

○完成写真として、全紙1ペルを

○耐震施工

設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限が評価年度(平成25年度)の4月30日以前に満了しているもの)をもって評価仕様書第1編1、4、2、2(b)の品質及び性能を有するとの証明となる資料(製作図、試験成績書等)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成する。監督職員に提出し、原則として監督職員立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

図示 (図面番号)

※実施する(○着工前 ※施工完了後)

測定対象化学物質

測定対象室及び測定箇所数

測定方法は監督職員の指示による

※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ウリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上材は、ホルムアルデヒド及びキシレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。

(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加された材料を使用する。

(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、ASETアルデヒド、及びキシレンを放散しないが、放散が極めて少ない材料を使用しものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」は次のとおりとする。

規制対象外

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

第三種

① 建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

○黒土マネジメント部建築工事監督及び検査必携(奈良県黒土マネジメント部)に定める中間検査による。

○完成図等(機器製作図含む)

※受注者において完成図を作成し、糊張製本「3」部提出する(原因共)

製本サイズ ○A1 ●A2 ○A3

※完成図は、原則として漢字大文字とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。

○完成図CADデータの提出 ●あり ○なし

○参考CADデータの貸与 ●あり ○なし

●安全に関する資料

※建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な機器一覧表を提出する。

○提出部数 (※1部) ○1部

●その他の引き渡し書類

保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承認図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。

○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)

既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真 「工事写真の撮影マニュアル(奈良県黒土マネジメント部監修)」による。

※完成写真 工事写真に準じて作成(奈良県黒土マネジメント部監修)による。

○下表による。

○完成写真として、全紙1ペルを

○耐震施工

設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限が評価年度(平成25年度)の4月30日以前に満了しているもの)をもって評価仕様書第1編1、4、2、2(b)の品質及び性能を有するとの証明となる資料(製作図、試験成績書等)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成する。監督職員に提出し、原則として監督職員立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

図示 (図面番号)

※実施する(○着工前 ※施工完了後)

測定対象化学物質

測定対象室及び測定箇所数

測定方法は監督職員の指示による

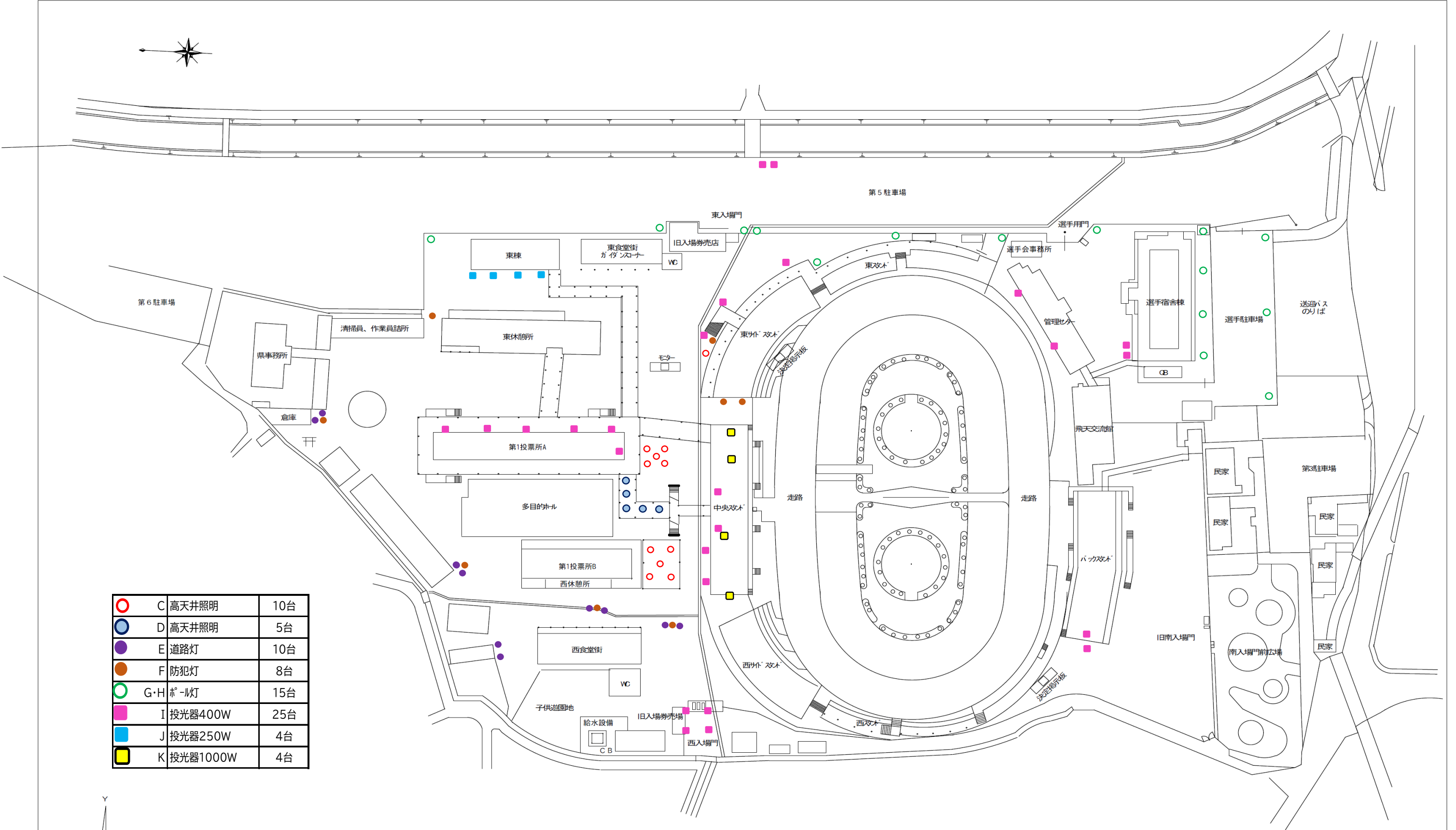
※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ウリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上材は、ホルムアルデヒド及びキシレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。

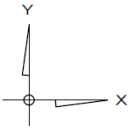
(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエ

	●ボックス	PF管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。
	●配管の塗装	配管室以外で露出配管の場合は、すべて化学処理(エッチングプライマー1種)の後、調合ペイント2回塗りとする。(1.2.7.1)<1.2.8.1>
	●電線	図面に記載なきものはEM-Eとする。
	●電線本数、管路等	分電盤、制御盤、端子箱等の2次回路の配線経路、電線太さ、電線本数、管路等は監督職員の承諾を受けて変更してもよきとしない。
	○呼び線	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニル被覆数線を挿入する。
	●フラッシュプレート	※金属製(ステンレス、新金属も含む) 既設再使用 ○樹脂製
	○フロアプレート	水平高低調整式(空圧防沈付リフティング、OAフロア部分を除く)
	●ベース	※金属製 ○アルミ製
	●壁類塗装色	製造者の標準色とする。ただし、建築意匠見合いとなる部分については監督職員の指定色とする。(2.1.8.3)<2.1.13.3><3.1.1.3><4.2.1.3><6.1.4.2><7.1.2.3>
	●寸法	壁その他機器類について図示した寸法は、約寸法とする。建築意匠見合いとなる部分については監督職員の承諾を受けて変更してもよきとしない。
共通	○最上階の埋込配管	最上階のスラブでモルタル防水及び樹脂防水の場合、埋込配管は避けるのを原則とする。
	●機器の取替及び改造	機器の取替及び改造を行った場合、取替日、請負者名、施工者名及び能力等を記した銘板を取付ける。
通	●再使用機器	取外し上再使用する機器は、清掃し絶縁抵抗測定の上で取付ける。なお照明器具等を見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして、十分に清掃を行うこと。
	●圧着端子	丸型とする。
事	○壁類仕様	○分電盤 ○実験盤 ○開閉器箱 ○制御盤 ○非接地電源用分電盤 ○製造者標準品とする場合は別図による。(図面番号) ○銘名称・回路名称を彫刻した樹脂製の銘板で表示する。 ○壁内配線は原則としてエコ電線とする。(消防法上はHIV) ○キャビネットはステンレス製とする。
	○環境に配慮した電線(EMケーブル)	○JIS C 0920に対する保護等級の試験を行う。 ○工事計画(※実施書) ○検定付 別図による。(図面番号) ○工事番号・工事名称・施工年月・受注者(施工者)を銘板等で表示する。
項	○地中埋設管	※要 埋設箇所数() 箇所 ○不要
	○機識シート	地中管路に機識シート(2倍長)を設ける。(2.2.12.4)<2.2.14.4> ○高圧管路 ○低圧管路(植栽地盤の地中配線は除く) ○外灯回路 ○通信管路
	○砂利地業	○再発生砕石 ○
	○屋外形手元開閉器箱	※SUS製 ○溶融亜鉛めっき ○鋼板製 ○ 塗装○不要 ○要 ○製造者標準品とする場合は別図による。(図面番号)
	●屋外形プルボックス等	屋外形のプルボックス及び屋外形に使用する配管支持金物等の材料は、SUS製又は溶融亜鉛めっき(JIS H 8641に規定するHD235相当)とする。 なお、着用のネジは屋内外とも六角プラスビスとする。
	○コンセントプレート	○コンセントプレートの指定箇所と回路名称(回路番号)を付す。
	○バスタクト	エキスパンションダクトは別図による。(図面番号)<2.2.9.2><2.2.10.2>
	●環境に配慮した電線(EMケーブル)	以下のケーブルはハロゲン及び鉛を含まない材質で構成されたものとする。 ○EM-UTP JIS X 5150に準じ絶縁材料にJCS規格によるEMケーブルの耐燃性 性プラスチックを用いたものとする。 ○EM-MEES JCS2371(MVVS)に準じ、絶縁材料及びシースにJCS規格によるEMケーブルの耐燃性プラスチックを用いたものとする。 ○OFF、FP-○、HP シースにJCS規格によるEMケーブルの耐燃性プラスチックを用いたものとする。
	●色彩による表示	監督職員の指示による。
	●設備機能上の協議	図面上において機能上疑義を生じた場合は、検討した後、監督職員と協議する。
	○天井点検口等	天井点検口の裏側に用途名称を付す。また、大型プルボックスの見やすい部分に、用途名称を付す。
	○土工事	○増戻し及び盛土 ※8種(掘切り土中の良質土) ○A種(山砂の類)(標準仕様書建築工事編) ○残土処分 ※構内指示の場所に敷きならし ○構外搬出(1.2.2.1)<1.2.3.1>
仮	○監督職員事務所	※設けない○設ける ※10m程度○20m程度○30m程度○65m程度○100m程度 仕上り仕様 床 仕上げ 床 仕上げ 床 仕上げ 内 装 ※浴槽張り又はビニルシート張り ○ 内 装 ※浴槽張り又はビニルシート張り ※浴槽 内 装 ※浴槽張り又はビニルシート張り ※浴槽 内 装 ※浴槽張り又はビニルシート張り ※浴槽
設	○総合会議室	※設けない○設ける(規模 m程度)
	○監督職員事務所 の備品	※設ける(種類及び数量は、監督職員の指示による)・設けない(1.2.1.1)<1.2.2.7>
工	●足場、さん橋類	※関係者が設置したものは無償で使用する。(1.2.1.1)<1.2.2.2> ○本工事設置する 足場を設ける場合(「手すり先行工法に関するガイドライン」について) (厚生労働省 発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等」に関するガイドライン)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
事	●工事用仮設物	構内につくることが できる○できない
	●工事範囲	●配管 ●配線 ●機器取付 ●機器移設・改設 ●取り外し再取付
	●LED照明器具の規格	LED照明器具の定格消費電力等の規定が標準図とJILで異なる場合、JILの規定を適用する。
電	○照明制御装置	調光下限値、感知時間等システム設定は監督職員の指示による。(2.1.6.3)
	○防水試験	防塵及び防湿型の照明器具は防水試験を行う。(2.1.20.1)
灯	●照度測定	照度測定を行う。(2.2.18.2)<2.2.20.2> 測定結果はJIS Z 9110およびJIS Z 9127の推奨照度の照度範囲内であることを確認する。
	○傾斜天井	※傾斜天井対応の器具を使用する。 ○別途工事により対応する。
設	●非常用照明	●電源内蔵形 既設再使用 ○電源別置形 LED照明器具を用いる非常用照明は、床面において水平面照度で2lx以上を確保する。
備	○フロアコンセント	○引出し形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 ○OAフロア用

電 灯 設 備	○予備配管 ○スイッチ	分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(E25)を1本、5個以上の場合(E25)を2本天井内まで立ち上げる。 大角ネーム付とする。換気扇用スイッチは確認表示灯付とする。
動 力 設 備	○工事範囲 ○制御盤 ○監視方法 ○インターロック ○制御盤の散水試験	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付 単位ユニットの電流計はコンデンサよりも負荷側に接続する。 自動連動回路は、試験運転にいた場合連動しないものとする。 ○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視 火災報知設備の受信機、連動制御器及びガス漏れ火災警報受信機と連動して空調機を停止させる。 散水試験を行う。試験回数○全数 ○全体の()%
電 熱 設 備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
受 電 変 電 電 機 設 備	○工事範囲 ○受電電圧 ○配電盤形式 ○キュービクル ○設備容量 ○変圧器 ○進相コンデンサ ○直列リアクトル ○基礎 ○接地の共用 ○室内換気扇 ○室内ヒータ ○付属品等 ○その他	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付 ※高圧受電(6.6kV) ○特別高圧受電(kV) ○P・F・S形 (変圧器容量300kVA以下) ○CB形 消防法に基づく登録認定機関による「キュービクル式非常電源専用受電設備」の設定を受けたものを使用する。 ○既設 ○変圧器容量 550 kVA ○高圧電動機総容量 kW ※「トップラナー変圧器2014」適用品を使用すること ○主油入 ○モールド ○ガス入 ○防振ゴム付 ○ダイヤル温度計付 ○移動車輪付 ○高圧側設置 ○低圧側設置 ○APFC(自動力率調整器) ※設ける ○設けない ※6% ○13% ※別途工事 ○本工事 ○既設 A種接地、B種接地及びC種接地の接地極は共用し、接地抵抗値は10Ω以下とする。 公称羽根径は300mm(鋼製)とし、電源100Vは配電盤内より供給する。 サーモスタット(20℃～40℃可変形とし、35℃にセット)及び切替スイッチ(自動・手動・断)を設ける。 ○屋内用配電盤の場合、外部換気扇連動(※端子 ○スイッチ)を設ける。 室内ヒータ及び共用スイッチ ※不要 ○要 予備漏流ヒューズを収納ケースに入れ、室内に収納する。 ○配電盤内部照明はLED照明器具とし、盤前後の扉ごとに設ける。 ○低圧配電盤の配線用遮断器は取付け板組込形で埋込形とする。 ○低圧配電盤の表面に負荷側引出し用端子を設ける。 ○低圧配電盤に内部点検空間を設ける。 ○主遮断装置、変圧器、低圧主回路導体それぞれヒートラベルを貼付する。 ○接地線用の銅質母線を設け、接地線の取出し用端子に集中するのを避ける。 ○接地抵抗値測定用端子を測定しやすい位置に設ける。 ○キャビネットはステンレス製とする。 ○据え付け用架台は溶融亜鉛めっきとする。 ○キュービクルの内部から回路名称がわかるように表示する。 ○屋外キュービクルのネットフエンス ※本工事(既設改修) ○別途工事 ○内部の点検用スペースは三方透明アクリル板で囲む。
電 力 貯 蔵 設 備	○工事範囲 ○工事種類 ○その他	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付 ○直流電源装置 ○交流無停電電源装置(UPS) 直流電源装置の過放電防止保護装置(直流不足電圧継電器)の設定電圧は90Vとする。
発 電 機 設 備	○工事範囲 ○工事種類 ○用途 ○騒音低減性能 ○基礎	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付 ○ディーゼル発電装置 ○ガスエンジン発電装置 ○ガスタービン発電装置 ○マイクロガスタービン発電装置 ○燃料電池発電装置 ○熱併供給発電装置(コージェネレーション装置) ○太陽光発電装置 ○風力発電装置 ○小出力発電装置 ○非常用発電設備 ○常用発電設備(※系統連携型) ○独立型) ○超低騒音型 ○低騒音型 ○通常型 ※別途工事 ○本工事 ○既設

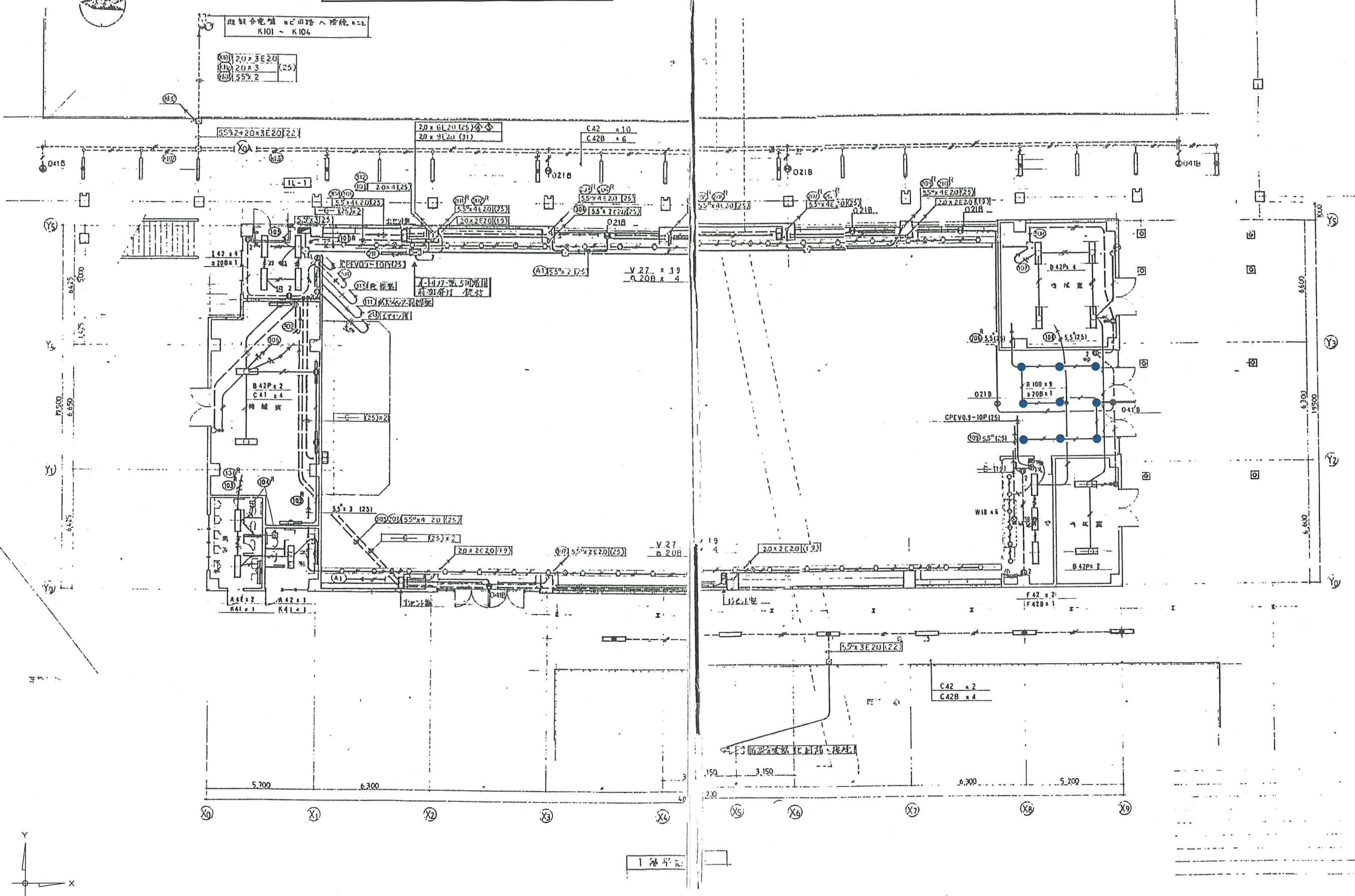


	C 高天井照明	10台
	D 高天井照明	5台
	E 道路灯	10台
	F 防犯灯	8台
	G・H ポール灯	15台
	I 投光器400W	25台
	J 投光器250W	4台
	K 投光器1000W	4台



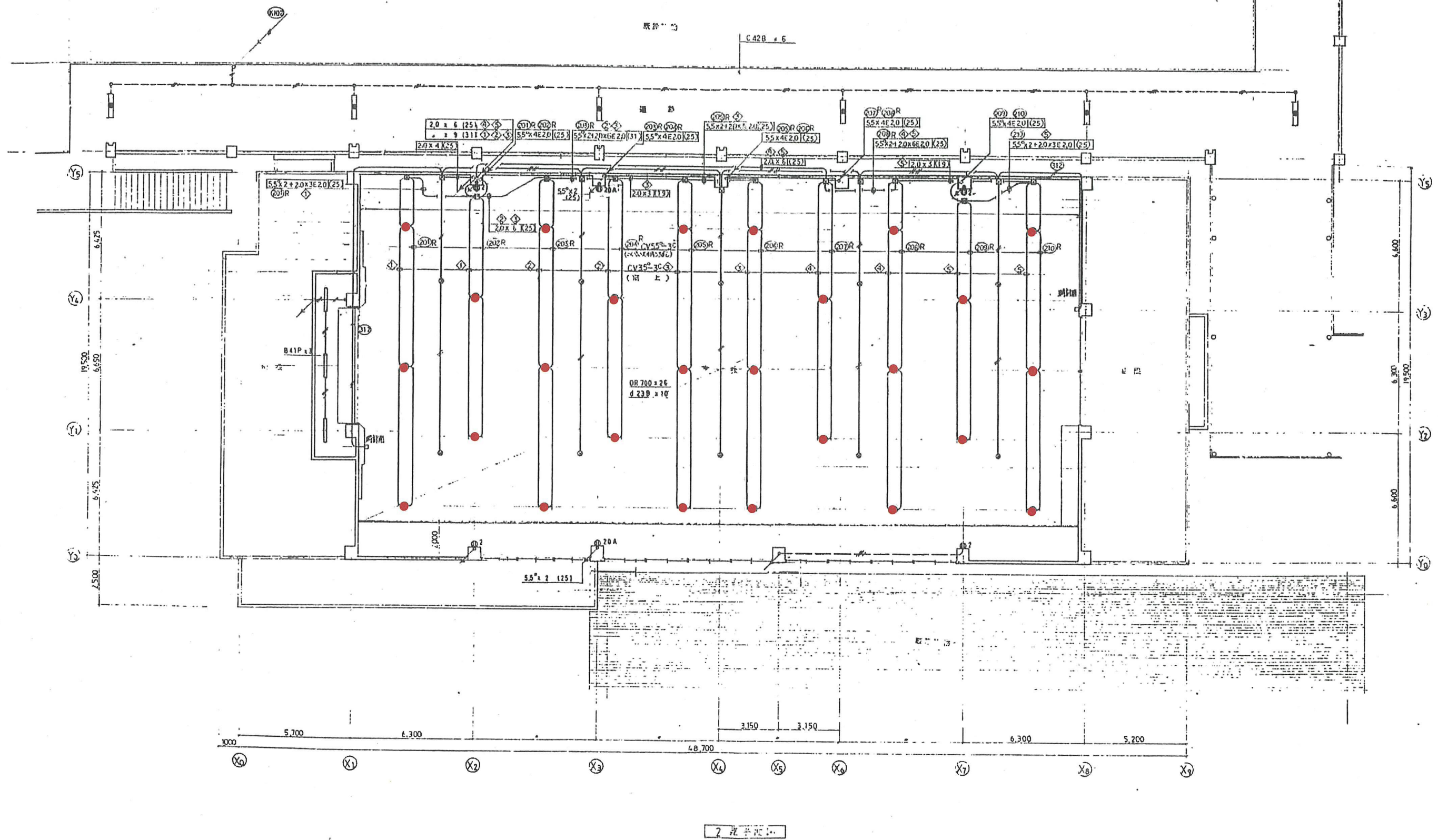
訂正	・ ・		奈良県営競輪場	竣工年月日	工事名称 奈良県営競輪場		設計番号
	・ ・			令和 3 年 12 月			—
	・ ・				図面名称 配置図	縮 尺	図面番号
	・ ・					1: 800 (A2)	

● A : 多目的ホール(ダウンライト) 9 台



訂正	・		奈良県営競輪場	奈良県営競輪場	設計番号
	・				
	・				
	・				
				図面名称 多目的ホール1階	図面番号

● B: 多目的ホール (高天井照明) 26台



訂正	・		奈良県営競輪場	1	奈良県営競輪場	設計番号
	・					
	・					
	・					
					図面名称	図面番号
					多目的ホール2階	